

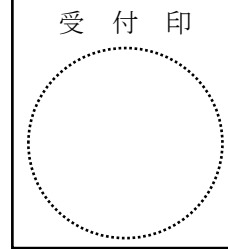
令和5年度
市民税・都民税申告書

(特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告不要申告書)

府中市長

年 月 日

受付印



納税義務者

住所	府中市		
フリガナ			
氏名			
生年月日	大・昭 平・令	年 月 日	
電話番号	—	—	

※市役所使用欄

宛名番号			
受付	課税入力	リスト入力	確認

※特定配当等・特定株式等譲渡所得金額

上場株式等の配当等または譲渡所得金額で、所得税15.315%（復興特別所得税含む）及び住民税5%の合計20.315%の税率で源泉徴収されているもの。

1 確定申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額

		住民税の源泉徴収税額	
特定配当等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
特定株式等譲渡所得金額		円	円

※ここに記載できるのは、特定配当等・特定株式等譲渡所得金額です。

(所得税20.42%を源泉徴収されているもの、住民税が源泉徴収されていないものは記載できません。)

※譲渡所得の損失を申告する場合、同一口座内の配当所得も申告する必要があります。

※この申告にあたっては、先に税務署に確定申告書を提出したうえで、**確定申告書の本人控えの写し及び特定口座年間取引報告書の写し**を添付してください。写しの添付がない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税する場合があります。

2 住民税での課税方式

上記の所得について、住民税においては次のとおり申告します。

※ 申告不要にする場合は、該当の所得欄と源泉徴収税額欄に0とご記入ください。

		住民税の源泉徴収税額	
特定配当等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
特定株式等譲渡所得金額		円	円

※原則として、該当年度の申告期限（3月15日）までに、この申告書の提出が必要です。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効となります。

※確定申告において、上場株式等に係る譲渡損失の申告をし、住民税で申告しないことを選択した場合には、翌年度以降の住民税の算定において、**繰越控除は適用されません。**

提出時にお持ちいただきたいもの（提出前にご確認の上、該当箇所にチェックをしてください）

- 確定申告書の本人控の写し
- 特定配当所得・特定株式等譲渡所得の特定口座年間取引報告書の写し※
- 本人確認資料（顔写真付きの身分証明書や健康保険証等）
- ※ 税務署に提出済みの場合はその旨お伝えください。

～ご確認ください～

- ① 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）
- ② 譲渡所得の損失を申告する場合、同一口座内の配当所得も申告する必要があります。
- ③ 令和4年中の配当所得及び株式等に係る譲渡所得等がすべて①のとおり対象となるものであり、そのすべてを住民税においては申告不要とする場合は、確定申告書提出時、第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入することで足り、本申告書を提出する必要はありません。
- ④ 原則として、該当年度の申告期限（※）までにこの申告書を提出することが必要です。（※申告期限は毎年3月15日ですが、土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。）
ただし、申告期限後であっても、納税通知書が送達される前までに提出された申告書は有効です。
- ⑤ 申告書の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。